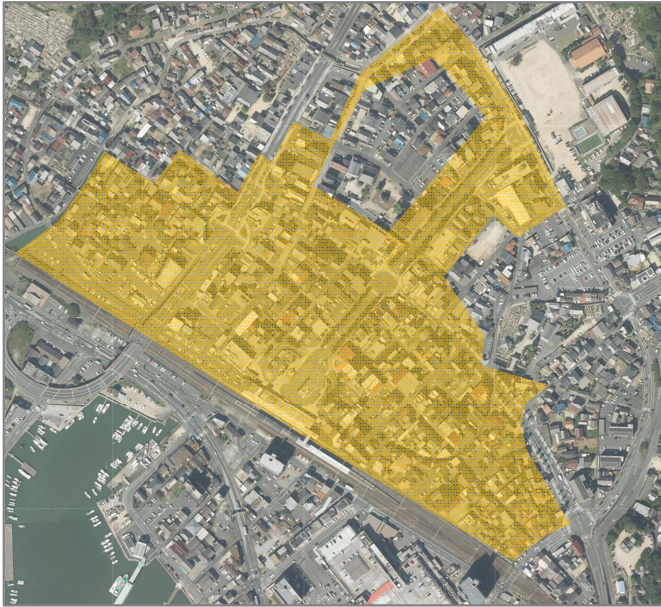




# まちなみづくり支援事業

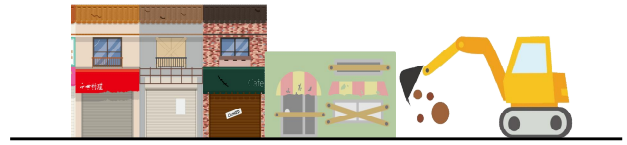
**対象エリア**  
(笠岡駅周辺の商業地域かつ居住誘導区域)



**商業地域** 都市計画法に基づく、主として商業等の利便増進のための地域

**居住誘導区域** 立地適正化計画で指定。人口密度を維持し効率的で持続可能な生活サービスの確保を目指す区域

建築物の除却と、共同住宅の建築支援によって、「空き家の解消」「宅地供給の増加」「子育て世代を中心とした居住促進」を抜本的かつ集中的に推進する取組です。



新しいまちなみのイメージ

■ まちなみづくり支援事業 令和8年度予算 3,000万円

## 建築物の除却支援

**対象者** 宅地建物取引業資格のある事業者

**対象物件** 対象エリア内の建築物

**助成額** 除却費の3/4 (上限200万円/戸)  
※市外の宅建事業者：160万円/戸

**主な要件**

- ・土地又は建築物を宅地建物取引業者が所有
- ・接道幅10m以上の確保(隣接地との一体利用含む)
- ・道路用地の提供に承諾
- ・除却後に住宅建築(併用・兼用住宅含む)

## 共同住宅の建築支援

**対象者** 共同住宅を建築する方  
(個人または事業者)

**助成額**

最大160万円/戸

基本額(55㎡/戸以上)	100万円/戸
・店舗機能加算	30万円/戸
・コミュニティ機能加算	30万円/戸

コミュニティ機能の例：高齢者等の医療福祉や生活支援サービスを提供する事業所、広場や中庭、屋上庭園、交流室、図書・ギャラリー等

**主な要件**

建物区分	共同住宅(特殊建築物) ※長屋住宅は対象外
面積等	55㎡/戸以上・8戸以上/棟
設備等	エレベーター設置 ※3階建て以上の場合

問い合わせ先

笠岡市 建設部 都市計画課  
〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1  
☎0865-69-2138 E-mail: toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp